

## 議案14号関連資料

### 明石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例等の一部改正について

#### 1 改正の目的

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（以下「府令」という。）の一部改正に伴い、関係条例において規定の整備を図ろうとするものです。

#### 2 改正の概要

##### (1) 改正する条例

- ア 明石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- イ 明石市立認定こども園条例
- ウ 明石市立保育所条例

##### (2) 改正の内容

- ア 法改正に伴い「支給認定」から「教育・保育給付認定」へ文言の修正を行います。  
上記(1)ア、イ、ウの各条例について改正します。
- イ 府令改正に伴う所要の整備を図ります。  
上記(1)アの条例について改正します。

##### (3) その他

今般の改正は、2019年(令和元年)10月1日より施行された「幼児教育・保育の無償化」に伴う法及び府令の一部改正に伴うものになります。

具体的には、保育の必要性の認定行為が「支給認定」から「教育・保育給付認定」へと変更になったこと、および、引用法令(府令)の題名が変更になったことに伴う規定の整備となります。

#### 3 施行期日

令和2年4月1日